

(居住者に係る特定外國子会社等の課税対象金額等の総収入金額算入)

第四十条の四

次に掲げる居住者に係る外國関係会社のうち、本店又は主たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得に対して課される税の負担が本邦における法人の所得に対して課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外國関係会社に該当するもの（以下この条において「特定外國子会社等」という。）が、昭和五十三年四月一日以後に開始する各事業年度（第二条第二項第十八条に規定する事業年度をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。）において適用対象金額を有する場合には、その適用対象金額のうちその者の有する当該特定外國子会社等の直接及び間接保有の株式等の数に対応するものとしてその株式等（株式又は出資をいう。以下第四項までにおいて同じ。）の請求権（剩余金の配当等（法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剩余金の配当、利益の配当又は剩余金の分配をいう。以下この項、次項及び第四項において同じ。）、財産の分配その他の経済的な利益の給付を請求する権利をいう。以下この項、次項及び第四項において同じ。）の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額（第四項及び次条において「課税対象金額」という。）に相当する金額は、その者の雑所得に係る収入金額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日の属する年分のその者の雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一・二 省略

2

省略

3

第一項の規定は、同項各号に掲げる居住者に係る特定外國子会社等で、株式等若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの（これらの権利に関する使用権を含む。）若しくは著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを持む。）の提供又は船舶若しくは航空機の貸付け（次項において「特定事業」という。）を主たる事業とするもの（株式等の保有を主たる事業とする特定外國子会社等のうち、当該特定外國子会社等が他の外國法人の事業活動の総合的な管理及び調整を通じてその収益性の向上に資する業務として政令で定めるもの（以下この項において「統括業務」という。）を行う場合における当該他の外國法人として政令で定めるものの株式等の保有を行うものとして政令で定めるものを除く。）を除く。が、その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域においてその主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有しがつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行つてゐるものである場合であつて「事業持株会社」という。）を除く。以外のものが、その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域においてその主たる事業（事業持株会社にあつては、

(居住者に係る特定外國子会社等の課税対象金額等の総収入金額算入)

第四十条の四

次に掲げる居住者に係る外國関係会社のうち、本店又は主たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得に対して課される税の負担が本邦における法人の所得に対して課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外國関係会社に該当するもの（以下この条において「特定外國子会社等」という。）が、昭和五十三年四月一日以後に開始する各事業年度（第二条第二項第十九号に規定する事業年度をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。）において適用対象金額を有する場合には、その適用対象金額のうちその者の有する当該特定外國子会社等の直接及び間接保有の株式等の数に対応するものとしてその株式等（株式又は出資をいう。以下第四項までにおいて同じ。）の請求権（剩余金の配当等（法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剩余金の配当、利益の配当又は剩余金の分配をいう。以下この項、次項及び第四項において同じ。）、財産の分配その他の経済的な利益の給付を請求する権利をいう。以下この項、次項及び第四項において同じ。）の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額（第四項及び次条において「課税対象金額」という。）に相当する金額は、その者の雑所得に係る収入金額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日の属する年分のその者の雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一・二 同上

2

同上

3

第一項の規定は、同項各号に掲げる居住者に係る特定外國子会社等（株式等若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの（これらの権利に関する使用権を含む。）若しくは著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを持む。）の提供又は船舶若しくは航空機の貸付け（次項において「特定事業」という。）を主たる事業とするもの（株式等の保有を主たる事業とする特定外國子会社等のうち、当該特定外國子会社等が他の外國法人の事業活動の総合的な管理及び調整を通じてその収益性の向上に資する業務として政令で定めるもの（以下この項において「統括業務」という。）を行う場合における当該他の外國法人として政令で定めるものの株式等の保有を行うものとして政令で定めるものを除く。）を除く。が、その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域においてその主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有しがつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行つてゐるものである場合であつて「事業持株会社」という。）を除く。以外のものが、その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域においてその主たる事業（事業持株会社にあつては、

統括業務とする。以下この項において同じ。)を行ふに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行つてゐるものである場合であつて、各事業年度においてその行う主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場合に該当するときは、当該特定外国子会社等のその該当する事業年度に係る適用対象金額については、適用しない。

一・二 省略

4 第一項各号に掲げる居住者に係る特定外国子会社等が、平成二十二年四月一日

以後に開始する各事業年度において前項の規定により第一項の規定を適用しない適用対象金額を有する場合において、当該各事業年度に係る次に掲げる金額(第一号から第五号までに掲げる金額については、当該特定外国子会社等が行う事業(特定事業を除く。)の性質上重要で欠くことのできない業務から生じたものを除く。以下この項において「特定所得の金額」という。)を有するときは、当該各事業年度の特定所得の金額の合計額(次項において「部分適用対象金額」という。)のうちその者の有する当該特定外国子会社等の直接及び間接保有の株式等の数に対応するものとしてその株式等の請求権の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額(当該金額が当該各事業年度に係る課税対象金額に相当する金額を超えるときは、当該相当する金額。次条において「部分課税対象金額」という。)に相当する金額は、その者の雑所得に係る収入金額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日の属する年分のその者の雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一 剰余金の配当等の額(当該特定外国子会社等の有する他の法人の株式等の数又は金額のその発行済株式又は出資(その有する自己の株式等を除く。第四号において「発行済株式等」という。)の総数又は総額のうちに占める割合が、当該剰余金の配当等の額の支払に係る効力が生ずる日(当該剰余金の配当等の額の支払が法人税法第二十四条第一項各号に掲げる事由に基づくものである場合には、政令で定める日)において、百分の十に満たない場合における当該他の法人から受けるものに限る。以下この号において同じ。)の合計額から当該剰余金の配当等の額を得るために直接要した費用の額の合計額及び当該剰余金の配当等の額に係る費用の額として政令で定めるところにより計算した残額

二 債券の利子の額の合計額から当該利子の額を得るために直接要した費用の額の合計額及び当該利子の額に係る費用の額として政令で定めるところにより計算した残額

、各事業年度においてその行う主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場合に該当するときは、当該特定外国子会社等のその該当する事業年度に係る適用対象金額については、適用しない。

一・二 同上

4 同上

一 剰余金の配当等の額(当該特定外国子会社等の有する他の法人の株式等の数又は金額のその発行済株式又は出資(その有する自己の株式等を除く。)の総数又は総額のうちに占める割合が百分の十に満たない場合における当該他の法人(第四号において「特定法人」という。)から受けるものに限る。以下この号において同じ。)の合計額から当該剰余金の配当等の額を得るために直接要した費用の額の合計額又は当該剰余金の配当等の額に係る費用の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

二 債券の利子の額の合計額から当該利子の額を得るために直接要した費用の額の合計額又は当該利子の額に係る費用の額として政令で定めるところにより計算した残額

算した金額を控除した残額

三 債券の償還金額（買入消却が行われる場合には、その買入金額）がその取得

価額を超える場合におけるその差益の額の合計額から当該差益の額を得るために直接要した費用の額の合計額及び当該差益の額に係る費用の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

四 株式等の譲渡（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所（これに類するもので外国の法令に基づき設立されたものを含む。）の開設する市場においてする譲渡その他の政令で定めるものに限る。（以下この号及び次号において同じ。）に係る対価の額（当該特定外國子会社等の有する他の法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は総額のうちに占める割合が、当該譲渡の直前において、百分の十に満たない場合における当該他の法人の株式等の譲渡に係る対価の額に限る。（以下この号において同じ。）の合計額から当該株式等の譲渡に係る原価の額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額及び当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

五 債券の譲渡に係る対価の額の合計額から当該債券の譲渡に係る原価の額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額及び当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

六 特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権又は著作権（出版権及び著作隣接権を含む。）（以下この号において「特許権等」という。）の使用料（当該特定外國子会社等が自ら行つた研究開発の成果に係る特許権等の使用料その他政令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）の合計額から当該使用料を得るために直接要した費用の額（当該特定外國子会社等が有する特許権等に係る償却費の額として政令で定めるところにより計算した金額を含む。）の合計額を控除した残額

五 債券の譲渡による対価の額の合計額から当該債券の取得価額及び当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

六 特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権又は著作権（出版権及び著作隣接権を含む。）（以下この号において「特許権等」という。）の使用料（当該特定外國子会社等が自ら行つた研究開発の成果に係る特許権等の使用料その他政令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）の合計額から当該使用料を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

七 船舶又は航空機の貸付けによる対価の額の合計額から当該対価の額を得るために直接要した費用の額（当該特定外國子会社等が有する当該船舶又は航空機に係る償却費の額として政令で定めるところにより計算した金額を含む。）の合計額を控除した残額

5 前項の規定は、第一項各号に掲げる居住者に係る特定外國子会社等につき次の

いずれかに該当する事実がある場合には、当該特定外國子会社等のその該当する事業年度に係る部分適用対象金額については、適用しない。

一 各事業年度における部分適用対象金額に係る収入金額として政令で定める金

算した金額を控除した残額

三 債券の償還金額（買入消却が行われる場合には、その買入金額）がその取得

価額を超える場合におけるその差益の額の合計額から当該差益の額を得るために直接要した費用の額の合計額又は当該差益の額に係る費用の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

四 特定法人の株式等の譲渡（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所（これに類するもので外国の法令に基づき設立されたものを含む。）の開設する市場においてする譲渡その他の政令で定めるものに限る。（以下この号において同じ。）による対価の額の合計額から当該株式等の取得価額及び当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

五 債券の譲渡による対価の額の合計額から当該債券の取得価額及び当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

六 特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権又は著作権（出版権及び著作隣接権を含む。）（以下この号において「特許権等」という。）の使用料（当該特定外國子会社等が自ら行つた研究開発の成果に係る特許権等の使用料その他政令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）の合計額から当該使用料を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

七 船舶又は航空機の貸付けによる対価の額の合計額から当該対価の額を得るために直接要した費用の額（当該特定外國子会社等が有する当該船舶又は航空機に係る償却費の額として政令で定めるところにより計算した金額を含む。）の合計額を控除した残額

5 同上

一 各事業年度における部分適用対象金額に係る収入金額が千万円以下であるこ

額が千万円以下であること。

二 省 略

6・9 同 上
二 同 上

(特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人の課税対象金額等の総収入金額算入)

第四十条の七 特殊関係株主等（特定株主等に該当する者並びにこれらの者と政令で定める特殊の関係のある個人及び法人をいう。以下この款において同じ。）と特殊関係内国法人との間に当該特殊関係株主等が当該特殊関係内国法人の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。以下この項、次項及び第四項において「発行済株式等」という。）の総数又は総額の百分の八十以上の数又は金額の株式等（株式又は出資をいう。以下この項、次項及び第四項において同じ。）を直接に保有する関係として政令で定める関係（次項において「特定関係」という。）がある場合において、当該特殊関係株主等と特殊関係内国法人との間に発行済株式等の保有を通じて介在するものとして政令で定める外国法人（以下この項及び第八項において「外国関係法人」という。）のうち、本店又は主たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得に対して課される税の負担が本邦における法人の所得に対して課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外国関係法人に該当するもの（以下この条において「特定外国法人」という。）が、平成十九年十月一日以後に開始する各事業年度（第二条第二項第十八号に規定する事業年度をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。）において適用対象金額を有するときは、その適用対象金額のうち当該特殊関係株主等である居住者の有する当該特定外国法人の直接及び間接保有の株式等の数に対応するものとしてその株式等の請求権（剰余金の配当等（法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配をいう。第四項において同じ。）、財産の分配その他の経済的な利益の給付を請求する権利をいう。第四項において同じ。）の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額（第四項及び次条において「課税対象金額」という。）に相当する金額は、当該特殊関係株主等である居住者の雑所得に係る収入金額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日の属する年分の当該居住者の雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

2・3 省 略
4 特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人が、平成二十一年四月一日以

(特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人の課税対象金額等の総収入金額算入)

第四十条の七 特殊関係株主等（特定株主等に該当する者並びにこれらの者と政令で定める特殊の関係のある個人及び法人をいう。以下この款において同じ。）と特殊関係内国法人との間に当該特殊関係株主等が当該特殊関係内国法人の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。以下この項、次項及び第四項において「発行済株式等」という。）の総数又は総額の百分の八十以上の数又は金額の株式等（株式又は出資をいう。以下この項、次項及び第四項において同じ。）を直接に保有する関係として政令で定める関係（次項において「特定関係」という。）がある場合において、当該特殊関係株主等と特殊関係内国法人との間に発行済株式等の保有を通じて介在するものとして政令で定める外国法人（以下この項及び第八項において「外国関係法人」という。）のうち、本店又は主たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得に対して課される税の負担が本邦における法人の所得に対して課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外国関係法人に該当するもの（以下この条において「特定外国法人」という。）が、平成十九年十月一日以後に開始する各事業年度（第二条第二項第十九号に規定する事業年度をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。）において適用対象金額を有するときは、その適用対象金額のうち当該特殊関係株主等である居住者の有する当該特定外国法人の直接及び間接保有の株式等の数に対応するものとしてその株式等の請求権（剰余金の配当等（法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配をいう。第四項において同じ。）、財産の分配その他の経済的な利益の給付を請求する権利をいう。第四項において同じ。）の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額（第四項及び次条において「課税対象金額」という。）に相当する金額は、当該特殊関係株主等である居住者の雑所得に係る収入金額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日の属する年分の当該居住者の雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

2・3 同 上
4 同 上

後に開始する各事業年度において前項の規定により第一項の規定を適用しない適用対象金額を有する場合において、当該各事業年度に係る次に掲げる金額（第一号から第五号までに掲げる金額については、当該特定外国法人が行う事業（特定事業を除く。）の性質上重要でなくことのできない業務から生じたものを除く。以下この項において「特定所得の金額」という。）を有するときは、当該各事業年度の特定所得の金額の合計額（次項において「部分適用対象金額」という。）のうち当該特殊関係株主等である居住者の有する当該特定外国法人の直接及び間接保有の株式等の数に対応するものとしてその株式等の請求権の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額（当該金額が当該各事業年度に係る課税対象金額に相当する金額を超えるときは、当該相当する金額。次条において「部分課税対象金額」という。）に相当する金額は、当該特殊関係株主等である居住者の雑所得に係る収入金額とみなして当該各事業年度終了日の翌日から二月を経過する日の属する年分の当該居住者の雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一 剰余金の配当等の額（当該特定外国法人の有する他の法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は総額のうちに占める割合が、当該剰余金の配当等の額の支払に係る効力が生ずる日（当該剰余金の配当等の額の支払が法人税法第二十四条第一項各号に掲げる事由に基づくものである場合には、政令で定める日）において、百分の十に満たない場合における当該他の法人から受けけるものに限る。以下この号において同じ。）の合計額から当該剰余金の配当等の額を得るために直接要した費用の額の合計額及び当該剰余金の配当等の額に係る費用の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

一 剰余金の配当等の額（当該特定外国法人の有する他の法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は総額のうちに占める割合が百分の十に満たない場合における当該他の法人（第四号において「特定法人」という。）から受けるものに限る。以下この号において同じ。）の合計額から当該剰余金の配当等の額を得るために直接要した費用の額の合計額又は当該剰余金の配当等の額に係る費用の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

二 債券の利子の額の合計額から当該利子の額を得るために直接要した費用の額の合計額及び当該利子の額に係る費用の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

三 債券の償還金額（買入消却が行われる場合には、その買入金額）がその取得価額を超える場合におけるその差益の額の合計額から当該差益の額を得るために直接要した費用の額の合計額及び当該差益の額に係る費用の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

四 株式等の譲渡（第四十条の四第四項第四号に規定する譲渡をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る対価の額（当該特定外国法人の有する他の法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は総額のうちに占める割合が、当該譲渡の直前において、百分の十に満たない場合における当該他の

四 特定法人の株式等の譲渡（第四十条の四第四項第四号に規定する譲渡をいう。次号において同じ。）による対価の額の合計額から当該株式等の取得価額及び当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

法人の株式等の譲渡に係る対価の額に限る。以下この号において同じ。) の合計額から当該株式等の譲渡に係る原価の額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額及び当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

五 債券の譲渡に係る対価の額の合計額から当該債券の譲渡に係る原価の額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額及び当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

六 特許権等(第四十条の四第四項第六号に規定する特許権等をいう。以下この号において同じ。)の使用料(当該特定外国法人が自ら行つた研究開発の成果に係る特許権等の使用料その他の政令で定めるものを除く。以下この号において同じ。)の合計額から当該使用料を得るために直接要した費用の額(当該特定外国法人が有する特許権等に係る償却費の額として政令で定めるところにより計算した金額を含む。)の合計額を控除した残額

七 船舶又は航空機の貸付けによる対価の額の合計額から当該対価の額を得るために直接要した費用の額(当該特定外国法人が有する当該船舶又は航空機に係る償却費の額として政令で定めるところにより計算した金額を含む。)の合計額を控除した残額

八 前項の規定は、特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人につき次のいずれかに該当する場合には、当該特定外国法人のその該当する事業年度に係る部分適用対象金額については、適用しない。

一 各事業年度における部分適用対象金額に係る収入金額として政令で定める金額が千万円以下であること。

二 省略
6 10 省略

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除)

第四十一条 省略

2 3 省略

4 前項に規定する居住者が、二以上の住宅の取得等をし、かつ、これらの住宅の取得等をした同項の居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋を同一の年中に第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、前項に規定する選択は、これらの住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額の全てについてしなければならないものとする。

五 債券の譲渡による対価の額の合計額から当該債券の取得価額及び当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

六 特許権等(第四十条の四第四項第六号に規定する特許権等をいう。以下この号において同じ。)の使用料(当該特定外国法人が自ら行つた研究開発の成果に係る特許権等の使用料その他の政令で定めるものを除く。以下この号において同じ。)の合計額から当該使用料を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

七 船舶又は航空機の貸付けによる対価の額の合計額から当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

5 同上

一 各事業年度における部分適用対象金額に係る収入金額が千万円以下であること。

二 同上
6 10 同上

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除)

第四十一条 同上

2 3 同上

4 前項に規定する居住者が、二以上の住宅の取得等をし、かつ、これらの住宅の取得等をした同項の居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋を同一の年中に第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、前項に規定する選択は、これらの住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額のすべてについてしなければならないものとする。

5 省略

6 第一項に規定する増改築等とは、当該居住者が所有している家屋につき行う増築、改築その他の政令で定める工事（当該工事と併せて行う当該家屋と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る工事を含む。）で当該工事に要した費用の額（当該工事の費用に關し補助金等（國又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準するものをいう。以下この項において同じ。）の交付を受ける場合には、当該工事に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した金額）が百万円を超えるものであることその他の政令で定める要件を満たすもの（第四十一条の十九の三第一項又は第二項の規定の適用を受けるものを除く。）をいう。

7-21 省略

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用を受けた者が居住用財産に係る課税の特例を受ける場合の修正申告等）

第四十一条の三 省略

2 前項の規定によりこれらの申告書を提出すべき者がこれらの申告書を提出しなかつた場合には、納稅地の所轄稅務署長は、これらの申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき國稅に係る共通的な手續並びに納稅者の権利及び義務に関する法律第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正又は同法第二十五条の規定による決定を行ふ。

3 第一項の規定による修正申告書及び前項の更正（当該申告書を提出すべき者に係るものに限る。）に対する國稅に係る共通的な手續並びに納稅者の権利及び義務に関する法律の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第一項に規定する提出期限内に提出されたものについては、國稅に係る共通的な手續並びに納稅者の権利及び義務に関する法律第二十条の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第一項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、國稅に係る共通的な手續並びに納稅者の権利及び義務に関する法律第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあるのは「租稅特別措置法第四十一条の三第一項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号並びに第六十五条第一項及び第三項中「期限内申告書」とあるのは「租稅特別措置法第三項中「期限内申告書」とあるのは「租稅特別措置法第二条第一項第十号に規定する確定申告書」とする。

5 同上

6 第一項に規定する増改築等とは、当該居住者が所有している家屋につき行う増築、改築その他の政令で定める工事（当該工事と併せて行う当該家屋と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る工事を含む。）で当該工事に要した費用の額が百万円を超えるものであることその他の政令で定める要件を満たすもの（第四十一条の十九の三第一項又は第二項の規定の適用を受けるものを除く。）をいう。

7-21 同上

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用を受けた者が居住用財産に係る課税の特例を受ける場合の修正申告等）

第四十一条の三 同上

2 前項の規定によりこれらの申告書を提出すべき者がこれらの申告書を提出しなかつた場合には、納稅地の所轄稅務署長は、これらの申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき國稅通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正又は同法第二十五条の規定による決定を行ふ。

3 第一項の規定による修正申告書及び前項の更正（当該申告書を提出すべき者に係るものに限る。）に対する國稅通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第一項に規定する提出期限内に提出されたものについては、國稅通則法第二十条の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第一項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、國稅通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租稅特別措置法第四十一条の三第一項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号並びに第六十五条第一項及び第三項中「期限内申告書」とあるのは「租稅特別措置法第二条第一項第十号に規定する確定申告書」とする。

定する確定申告書」とする。

三 國税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第六十一
条第一項第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正
には、適用しない。

4 第一項の規定による期限後申告書及び第一項の更正（当該申告書を提出すべき
者に係るものに限る。）又は決定に対する國税に係る共通的な手続並びに納税者
の権利及び義務に関する法律の規定の適用については、次に定めるところによる。
一 当該期限後申告書で第一項に規定する提出期限内に提出されたものについて
は、これを國税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律
第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該期限後申告書で第一項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該
更正又は決定については、國税に係る共通的な手續並びに納税者の権利及び義
務に関する法律第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び
「法定納期限」とあるのは、「租税特別措置法第四十一条の三第一項に規定す
る期限後申告書の提出期限」とする。

（特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除
額に係る特例）

第四十一条の三の二 省略

2 前項に規定する増改築等とは、当該特定居住者が所有している家屋につき行う
次に掲げる工事（当該工事と併せて当該家屋につき高齢者等が自立した日常生活
を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための改修工事で政令で定め
るもの（当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となつて効用を果たす設備
の取替え又は取付けに係る改修工事を含む。以下この項において「高齢者等居住
改修工事等」という。）を行うものに限るものとし、当該工事と併せて行う当該
家屋と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る工事を含むもの
とする。以下この項において「特定工事」という。）で当該高齢者等居住改修工
事等に要した費用の額（当該特定工事の費用に関し補助金等（国又は地方公共團
体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるもの）を含む）と、
第五項及び第六項において同じ。）の交付を受ける場合には、当該高齢者等
居住改修工事等に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した金額。次項に
おいて同じ。）が三十万円を超えるものであることその他の政令で定める要件を
満たすもの（第四十一条の十九の三第一項又は第二項の規定の適用を受けるもの

三 國税通則法第六十一条第一項第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定す
る修正申告書及び更正には、適用しない。

4 第一項の規定による期限後申告書及び第二項の更正（当該申告書を提出すべき
者に係るものに限る。）又は決定に対する國税通則法の規定の適用については、
次に定めるところによる。
一 当該期限後申告書で第一項に規定する提出期限内に提出されたものについて
は、これを國税通則法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該期限後申告書で第一項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該
更正又は決定については、國税通則法第一章から第七章までの規定中「法定申
告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは、「租税特別措置法第四十
一条の三第一項に規定する期限後申告書の提出期限」とする。

（特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除
額に係る特例）

第四十一条の三の二 同上

2 前項に規定する増改築等とは、当該特定居住者が所有している家屋につき行う
次に掲げる工事（当該工事と併せて当該家屋につき高齢者等が自立した日常生活
を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための改修工事で政令で定め
るもの（当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となつて効用を果たす設備
の取替え又は取付けに係る改修工事を含む。以下この項及び次項において「高齢
者等居住改修工事等」という。）を行うものに限るものとし、当該工事と併せて
行う当該家屋と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る工事を
含むものとする。以下この項において「特定工事」という。）で当該高齢者等居
住改修工事等に要した費用の額（当該特定工事の費用に充てるために地方公共團
体から補助金等（高齢者等居住改修工事等を含む特定工事の費用に充てるために
交付される補助金その他これに準ずるもの）を含む）と、
第五項及び第六項において同じ。）の交付を受ける場合には、当該高齢者等
居住改修工事等に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した金額。次項に
おいて同じ。）が三十万円を超えるものであることその他の政令で定める要件を
満たすもの（第四十一条の十九の三第一項又は第二項の規定の適用を受けるもの

に規定する介護予防住宅改修費（以下この項において「介護予防住宅改修費」と

を除く。) をいう。

一 省 略

二 当該家屋につき行うエネルギーの使用の合理化に著しく資する改修工事で政令で定めるもの(当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含む。以下この号、第五項及び第六項において「特定断熱改修工事等」という。)で当該特定断熱改修工事等に要した費用の額(当該特定断熱改修工事等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、当該特定断熱改修工事等に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した金額。次項において同じ。)が三十万円を超えるもの

3 第一項に規定する増改築等住宅借入金等とは、当該居住者の当該住宅の増改築等に係る次に掲げる借入金又は債務(利息に対応するものを除く。)をいい、同項各号に規定する特定増改築等住宅借入金等の金額とは、当該増改築等住宅借入金等の金額のうち当該住宅の高齢者等居住改修工事等に要した費用の額及び特定断熱改修工事等に要した費用の額の合計額に相当する部分の金額をいう。

一 三 省 略

四 当該住宅の増改築等に要する資金に充てるために独立行政法人住宅金融支援機構から借り入れた借入金で、契約において当該居住者であつて当該借入金に係る債務を有する者(二人以上の居住者が共同で借り入れた場合にあつては、当該二人以上の居住者の全て)の死亡時に一括償還をする方法により支払うこととされているもの

省 略

5 4

いう。)の給付を受ける場合には、当該高齢者等居住改修工事等に要した費用の額から当該補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の額を控除した金額。次項において同じ。)が三十万円を超えるものであることその他の政令で定める要件を満たすもの(第四十一条の十九の三第一項又は第二項の規定の適用を受けるものを除く。)をいう。

一 同 上

二 当該家屋につき行うエネルギーの使用の合理化に著しく資する改修工事で政令で定めるもの(当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含む。以下この号、次項、第五項及び第六項において「特定断熱改修工事等」という。)で当該特定断熱改修工事等に要した費用の額が三十万円を超えるもの

3 同 上

一 三 同 上

四 当該住宅の増改築等に要する資金に充てるために独立行政法人住宅金融支援機構から借り入れた借入金で、契約において当該居住者であつて当該借入金に係る債務を有する者(二人以上の居住者が共同で借り入れた場合にあつては、当該二人以上の居住者のすべて)の死亡時に一括償還をする方法により支払うこととされているもの

同 上

5 4

前項に規定する増改築等とは、当該居住者が所有している家屋につき行う増築、改築その他の政令で定める工事(当該工事と併せて当該家屋につき特定断熱改修工事等又は特定断熱改修工事等以外のエネルギーの使用の合理化に相当程度資する改修工事で政令で定めるもの(当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含む。以下この項において「断熱改修工事等」という。)を行うものに限るものとし、当該工事と併せて行う当該家屋と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る工事を含むものとする。以下この項及び次項において「特定工事」という。)

で当該特定断熱改修工事等又は断熱改修工事等に要した費用の額（当該特定工事の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、当該特定断熱改修工事等又は断熱改修工事等に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した金額）が三十万円を超えるものであることその他の政令で定める要件を満たすもの（第十九条の三第一項又は第二項の規定の適用を受けるものを除く。）をいう。

6 第四項に規定する増改築等住宅借入金等とは、当該居住者の当該住宅の増改築等に係る第三項第一号から第三号までに掲げる借入金又は債務（利息に対応するものを除く。）をいい、第四項各号に規定する特定増改築等住宅借入金等の金額とは、当該増改築等住宅借入金等の金額のうち当該住宅の特定断熱改修工事等に要した費用の額（当該特定工事の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、当該特定断熱改修工事等に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した金額）に相当する部分の金額をいう。

7・8 省略

9 第一項に規定する居住者が有する増改築等特例適用年における住宅の増改築等に係る同項に規定する増改築等住宅借入金等の金額の全てが、その居住年が平成十九年から平成二十五年までの各年である住宅の増改築等に係る同項に規定する増改築等住宅借入金等の金額（同項の規定により第四十一条又は第四十一条の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）である場合には、当該増改築等特例適用年における第一項の住宅借入金等特別税額控除額は、当該増改築等特例適用年の十二月三十一日におけるこれらの増改築等住宅借入金等の金額の合計額につき同項各号の規定を適用して計算した金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

10 第四項に規定する居住者が有する増改築等特例適用年における住宅の増改築等に係る同項に規定する増改築等住宅借入金等の金額の全てが、その居住年が平成二十年から平成二十五年までの各年である住宅の増改築等に係る同項に規定する増改築等住宅借入金等の金額（同項の規定により第四十一条又は第四十一条の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）である場合には、当該増改築等特例適用年における第四項の住宅借入金等特別税額控除額は、当該増改築等特例適用年の十二月三十一日におけるこれらの増改築等住宅借入金等の金額の合計額につき同項各号の規定を適用して計算した金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

6 第四項に規定する増改築等住宅借入金等とは、当該居住者の当該住宅の増改築等に係る第三項第一号から第三号までに掲げる借入金又は債務（利息に対応するものを除く。）をいい、第四項各号に規定する特定増改築等住宅借入金等の金額とは、当該増改築等住宅借入金等の金額のうち当該住宅の特定断熱改修工事等に要した費用の額に相当する部分の金額をいう。

7・8 同上

9 第一項に規定する居住者が有する増改築等特例適用年における住宅の増改築等に係る同項に規定する増改築等住宅借入金等の金額のすべてが、その居住年が平成十九年から平成二十五年までの各年である住宅の増改築等に係る同項に規定する増改築等住宅借入金等の金額（同項の規定により第四十一条又は第四十一条の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）である場合には、当該増改築等特例適用年における第一項の住宅借入金等特別税額控除額は、当該増改築等特例適用年の十二月三十一日におけるこれらの増改築等住宅借入金等の金額の合計額につき同項各号の規定を適用して計算した金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

10 第四項に規定する居住者が有する増改築等特例適用年における住宅の増改築等に係る同項に規定する増改築等住宅借入金等の金額のすべてが、その居住年が平成二十年から平成二十五年までの各年である住宅の増改築等に係る同項に規定する増改築等住宅借入金等の金額（同項の規定により第四十一条又は第四十一条の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）である場合には、当該増改築等特例適用年における第四項の住宅借入金等特別税額控除額は、当該増改築等特例適用年の十二月三十一日におけるこれらの増改築等住宅借入金等の金額の合計額につき同項各号の規定を適用して計算した金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

13 11・12 省略
第一項又は第四項に規定する居住者が、二以上の第一項又は第四項に規定する

13 11・12 同上
第一項又は第四項に規定する居住者が、二以上の第一項又は第四項に規定する

住宅の増改築等をし、かつ、これらの住宅の増改築等をした家屋（これらの住宅の増改築等に係る部分に限る。）を同一の年中に第一項又は第四項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、第一項又は第四項に規定する選択は、これらの住宅の増改築等に係る第一項又は第四項に規定する増改築等住宅借入金等の金額の全てについてしなければならないものとする。

14・15 省略

（特定組合員等の不動産所得に係る損益通算等の特例）

第四十一条の四の二 省略

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 組合契約 民法第六百六十七条规定する組合契約及び投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約並びに外国におけるこれらに類する契約（政令で定めるものを含む。）をいう。

一 省略

3 省略

（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）

第四十一条の五 省略

2・11 省略

12 第四項の規定がある場合には、次に定めるところによる。

一 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の六までの規定の適用については、同項第三十号中「の規定」とあるのは、「並びに租税特別措置法第四十一条の五（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除）」とす る。

二・三 省略

四 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律の規定の適用については、同法第二条第六号ハ(1)中「同法」とあるのは、「同法又は租税特別措置法」とする。

五 省略

15 前二項の規定に該当する場合において、これらの規定による修正申告書の提出

住宅の増改築等をし、かつ、これらの住宅の増改築等をした家屋（これらの住宅の増改築等に係る部分に限る。）を同一の年中に第一項又は第四項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、第一項又は第四項に規定する選択は、これらの住宅の増改築等に係る第一項又は第四項に規定する増改築等住宅借入金等の金額のすべてについてしなければならないものとする。

14・15 同上

（特定組合員等の不動産所得に係る損益通算等の特例）

第四十一条の四の二 同上

2 同上

3 同上

（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）

第四十一条の五 同上

2・11 同上

12 同上

一 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の四までの規定の適用については、同項第三十号中「の規定」とあるのは、「並びに租税特別措置法第四十一条の五（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除）」とす る。

二・三 同上

四 国税通則法の規定の適用については、同法第二条第六号ハ(1)中「同法」とあるのは、「同法又は租税特別措置法」とする。

五 同上

15 前二項の規定に該当する場合において、これらの規定による修正申告書の提出

がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該修正申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。

16 第十三項又は第十四項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第十三項又は第十四項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十条の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第十三項又は第十四項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の五第十三項又は第十四項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号並びに第六十五条第一項及び第三項中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二条第一項第十号に規定する確定申告書」とする。

三 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第六十一条第一項第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第四十一条の五の二 省略

2 11 省略

12 第四項の規定がある場合には、次に定めるところによる。

一 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の六までの規定の適用については、同項第三十号中「の規定」とあるのは、「並びに租税特別措置法第四十一条の五の二（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）」の規定」とする。

二・三 省略

四 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律の規定の適用については、同法第二条第六号ハ(1)中「同法」とあるのは、「同法又は租税特別措置法」とする。

五 省略

がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該修正申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。

16 第十三項又は第十四項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税通則法の規定については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第十三項又は第十四項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の五第十三項又は第十四項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号並びに第六十五条第一項及び第三項中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二条第一項第十号に規定する確定申告書」とする。

二 国税通則法第六十一条第一項第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第四十一条の五の二 同上

2 11 同上

12 同上

一 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の四までの規定の適用については、同項第三十号中「の規定」とあるのは、「並びに租税特別措置法第四十一条の五の二（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）」の規定」とする。

二・三 同上

四 国税通則法の規定の適用については、同法第二条第六号ハ(1)中「同法」とあるのは、「同法又は租税特別措置法」とする。

五 同上

(懸賞金付預貯金等の懸賞金等の分離課税等)

第四十一条の九 省略

4 前項の規定により徵収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徵収に係る所得税とみなして、同法、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律及び国税徵収法の規定を適用する。この場合において、懸賞金付預貯金等の懸賞金等の支払若しくは交付を受け、又は受けるべき者が内國法人又は外国法人であるときは、当該内國法人又は外国法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第六十八条第一項及び第八十一条の十四第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法第四十一条の九第二項（懸賞金付預貯金等の懸賞金等の分離課税等）に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等」と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」と、同法第一百四十四条中「所得税法の」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法の」と、「（同法）とあるのは「（所得税法）とする。

(償還差益等に係る分離課税等)
第四十一条の十二 省 略

前項の規定により徵収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十
五号に規定する源泉徵収に係る所得税とみなして、同法（第二編、第三編及び義
務に関する法律及び国税徵収法の規定を適用するものとし、前項の割引債につき
償還（買入消却を含む。）が行われる場合には、同項の規定により徵収される所
得税は、政令で定めるところにより、同項の取得者（当該取得者と当該償還を受
ける者が異なる場合には、当該償還を受ける者）が償還差益に対する所得税と
して当該償還を受ける時に徵収される所得税とみなす。この場合において、当該
取得者が内国法人又は外国法人であるときは、当該内国法人又は外国法人に対す
る法人税法の規定の適用については、同法第六十八条第一項及び第八十一条の十
四第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法第四十一
条の十二第二項（償還差益に対する分離課税等）に規定する償還差益」と、「同
法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」と、同法第一百四十四条中「所得

(償還差益等に係る分離課税等)
第四十一条の十二 同 上

前項の規定により徵収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十
五号に規定する源泉徵収に係る所得税とみなして、同法（第二編、第三編及び第
五編第一章を除く。）並びに国税通則法及び國稅徵収法の規定を適用するものと
し、前項の割引債につき償還（買入消却を含む。）が行われる場合には、同項の
規定により徵収される所得税は、政令で定めるところにより、同項の取得者（当
該取得者と当該償還を受ける者が異なる場合には、当該償還を受ける者）が償
還差益に対する所得税として当該償還を受ける時に徵収される所得税とみなす。
この場合において、当該取得者が内國法人又は外國法人であるときは、当該内國
法人又は外國法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第六十八条第一
項、第八十一条の十四第一項及び第一百条第一項中「又は賞金」とあるのは「若
しくは賞金又は租税特別措置法第四十一条の十二第二項（償還差益に対する分離
課税等）に規定する償還差益」と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別
措置法」と、同法第一百四十四条中「所得税法の」とあるのは「所得税法又は租税

(償還差益等に係る分離)
第四十一条の十二 同 上

前項の規定により徵収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十
五号に規定する源泉徵収に係る所得税とみなして、同法（第二編、第三編及び第
五編第一章を除く。）並びに国税通則法及び國稅徵収法の規定を適用するものと
し、前項の割引債につき償還（買入消却を含む。）が行われる場合には、同項の
規定により徵収される所得税は、政令で定めるところにより、同項の取得者（当
該取得者と当該償還を受ける者が異なる場合には、当該償還を受ける者）が償
還差益に対する所得税として当該償還を受ける時に徵収される所得税とみなす。
この場合において、当該取得者が内國法人又は外國法人であるときは、当該内國
法人又は外國法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第六十八条第一
項、第八十一条の十四第一項及び第一百条第一項中「又は賞金」とあるのは「若
しくは賞金又は租税特別措置法第四十一条の十二第二項（償還差益に対する分離
課税等）に規定する償還差益」と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別
措置法」と、同法第一百四十四条中「所得税法の」とあるのは「所得税法又は租税

(懸賞金付預貯金等の懸賞金等の分離課税等) 第四十二条 同上

前項の規定により徵収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十
五号に規定する源泉徵収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徵
収法の規定を適用する。この場合において、懸賞金付預貯金等の懸賞金等の支払
若しくは交付を受け、又は受けるべき者が内國法人又は外國法人であるときは、
当該内國法人又は外國法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第六
十八条第一項及び第八十一条の十四第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは
賞金又は租税特別措置法第四十一条の九第二項（懸賞金付預貯金等の懸賞金等の
分離課税等）に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等」と、「同法」とあるのは
「所得税法又は租税特別措置法」と、同法第一百四十四条中「所得税法の」とある
のは「所得税法又は租税特別措置法の」と、「（同法」とあるのは「（所得税法
」とする。

税法の」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法の」と、「(同法)とあるのはは「(所得稅法)とする。

5-8 省略

9 平成十一年四月一日以後に割引の方法により発行される公社債で次に掲げるもの（これらに類するものとして政令で定めるものを含む。）のうち、その発行の日から償還期限までの期間が一年以下であるもの（以下この項において「短期公社債」という。）が、その発行の際にその銘柄が同一である他の短期公社債の全てとともに特定振替記載等（社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにより行われる同法の振替口座簿への記載又は記録（以下この条において「振替記載等」という。）のうち政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）がされる場合には、当該特定振替記載等がされる短期公社債（特定の者によって所有されるものとして財務省令で定める要件を満たすものに限る。以下この条において「特定短期公社債」という。）は、第一項から第六項までに規定する割引債に該当しないものとする。

一 国債

5-8 同上

9 平成十一年四月一日以後に割引の方法により発行される公社債で次に掲げるものの（これらに類するものとして政令で定めるものを含む。）のうち、その発行の日から償還期限までの期間が一年以下であるもの（以下この項において「短期公社債」という。）が、その発行の際にその銘柄が同一である他の短期公社債のすべてとともに特定振替記載等（社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにより行われる同法の振替口座簿への記載又は記録（以下この条において「振替記載等」という。）のうち政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）がされる場合には、当該特定振替記載等がされる短期公社債（特定の者によって所有されるものとして財務省令で定める要件を満たすものに限る。以下この条において「特定短期公社債」という。）は、第一項から第六項までに規定する割引債に該当しないものとする。

一 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項又は第四十七条の規定により発行される国債

二 特別会計に関する法律第一百三十六条第一項又は第一百三十七条第一項の規定により発行される国債

三 財政法（昭和二十一年法律第三十四号）第七条第一項の規定により発行される国債

四 特別会計に関する法律第六十九条第一項又は第二項の規定により発行される国債

五 特別会計に関する法律第八十二条第一項若しくは第二項又は第八十三条第一項の規定により発行される国債

六 財政融資資金法（昭和二十六年法律第二百号）第九条第一項の規定により発行される国債

七 特別会計に関する法律第六十二条第一項の規定により発行される国債

八 特別会計に関する法律第九十四条第一項又は第九十五条第一項の規定により発行される国債

二三省省略略

十一同上

特別措置法の」と、「(同法)とあるのは「(所得稅法)とする。

平成十一年四月一日以後最初に特定振替機関等（社債、株式等の振替に関する法律第二条第二項に規定する振替機関及び同法第四十八条の規定により当該振替機関とみなされる者並びに当該振替機関（当該みなされる者を含む。）の同法第三条第一項第五号に規定する業務規程の定めるところにより口座の開設を受けた特定口座管理機関（第五条の二第七項第二号に規定する特定口座管理機関をいう。）及び特定間接口座管理機関（第五条の二第七項第三号に規定する特定間接口座管理機関をいう。）をいう。以下この条において同じ。）又は外国仲介業者（第五条の二第七項第八号に規定する外国間接口座管理機関（以下この条において「外国間接口座管理機関」という。）及び同項第七号に規定する外国再間接口座管理機関（以下この条において「外国再間接口座管理機関」という。）をいう。）又は当該外国仲介業者の国外にある営業所又は事務所をいう。以下この項及び次項において同じ。）を開設され、又は開設されている口座において当該特定振替機関等の営業所等（第五条の二第一項に規定する営業所等をいう。以下この条において同じ。）又は当該外国仲介業者の国外営業所等（外国仲介業者の国外にある営業所又は事務所をいう。以下この項及び次項において同じ。）を通じて特定振替機関等の営業所等（特定短期公社債並びに社債、株式等の振替に関する法律第九十条第二項に規定する分離元本振替国債及び財務省令で定めるところにより同条第一項に規定する元利分離が行われた同条第三項に規定する分離利息振替国債をいう。以下この条において同じ。）の振替記載等を受ける者（法人税別表第一に掲げる法人、特定振替機関等、外国仲介業者その他の政令で定めるものを除く。）は、その者の氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所。以下この条において同じ。）その他の財務省令で定める事項を記載した告知書を、その最初に振替記載等（当該口座においてされるものに限る。以下この条において同じ。）を受ける際、その振替記載等を受ける特定振替機関等の営業所等の長に対し、又はその振替記載等を受ける外国仲介業者（当該外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該外国仲介業者（当該外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関）を経由して当該外国仲介業者（当該外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替国債等の振替記載等に係る他の外国再間接口座管理機関）及び当該特定振替国債等の振替記載等に係る外国間接口座管理機関）を経由して当該特定振替国債等を受ける特

平成十一年四月一日以後最初に特定振替機関等（社債、株式等の振替に関する法律第二条第二項に規定する振替機関及び同法第四十八条の規定により当該振替機関とみなされる者並びに当該振替機関（当該みなされる者を含む。）の同法第三条第一項第五号に規定する業務規程の定めるところにより口座の開設を受けた特定口座管理機関（第五条の二第五項第二号に規定する特定口座管理機関をいう。）及び特定間接口座管理機関（第五条の二第五項第三号に規定する特定間接口座管理機関をいう。）をいう。以下この条において同じ。）又は外国仲介業者（第五条の二第五項第八号に規定する外国間接口座管理機関（以下この条において「外国間接口座管理機関」という。）及び同項第七号に規定する外国再間接口座管理機関（以下この条において「外国再間接口座管理機関」という。）をいう。）又は当該外国仲介業者の国外営業所等（外国仲介業者の国外にある営業所又は事務所をいう。以下この項及び次項において同じ。）を通じて特定振替機関等の営業所等（第五条の二第一項に規定する営業所等をいう。以下この条において同じ。）又は当該外国仲介業者の国外にある営業所又は事務所をいう。以下この項及び次項において同じ。）を通じて特定振替国債等（特定短期公社債並びに社債、株式等の振替に関する法律第九十条第二項に規定する分離元本振替国債及び財務省令で定めるところにより同条第一項に規定する元利分離が行われた同条第三項に規定する分離利息振替国債をいう。以下この条において同じ。）の振替記載等を受ける者（法人税法別表第一に掲げる法人、特定振替機関等、外国仲介業者その他の政令で定めるものを除く。）は、その者の氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者にあっては、財務省令で定める場所。以下この条において同じ。）その他の財務省令で定める事項を記載した告知書を、その最初に振替記載等（当該口座においてされるものに限る。以下この条において同じ。）を受ける際、その振替記載等を受ける特定振替機関等の営業所等の長に対し、又はその振替記載等を受ける外国仲介業者（当該外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該外国仲介業者（当該外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関）及び当該特定振替国債等の振替記載等に係る外国間接口座管理機関）を経由して当該外国仲介業者（当該外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替国債等の振替記

載等に係る外国間接口座管理機関）が当該特定振替国債等の振替記載等を受ける特定振替機関等の営業所等の長に対し提出しなければならない。この場合において、当該告知書の提出をする者は、当該告知書の提出（当該外国仲介業者を経由して提出する場合を除く。以下この項において同じ。）をする特定振替機関等の営業所等の長又は当該外国仲介業者の国外営業所等の長にその者の住民票の写し、法人の登記事項証明書その他の政令で定める書類（以下この項から第十八項までにおいて「確認書類」という。）を提示しなければならないものとし、当該告知書の提出を受ける特定振替機関等の営業所等の長又は当該外国仲介業者の国外営業所等の長は、当該告知書に記載されている氏名又は名称及び住所を当該確認書類により確認しなければならないものとする。

13
19 省 略

20 第五条の二第十三項の規定による確認に係る振替記載等に係る口座において特定振替国債等の振替記載等を受ける場合の第十二項の規定による告知書の提出の特例、同項の規定による確認に係る振替記載等に係る口座において振替記載等がされている特定振替国債等の償還金及び利息に係る第十八項の規定による告知書の提出の特例その他第十二項から前項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

21 平成十一年四月一日以後に個人又は法人（法人税法別表第一に掲げる法人、特定振替機関等、外国仲介業者その他の政令で定めるものを除く。次項において同じ。）に対し国内において特定振替国債等の譲渡の対価の支払をする次の各号に掲げる者（当該各号に掲げる者が外国仲介業者である場合には、当該外国仲介業者（当該外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替国債等の振替記載等に係る外国間接口座管理機関）が当該特定振替国債等の振替記載等を受ける特定振替機関等とする。以下この項において「支払者」という。）は、その対価の支払を受ける者の各人別に、その支払を受ける者の氏名又は名称及び住所、その支払をした特定振替国債等の譲渡の対価の額その他の財務省令で定める事項を記載した調書（以下この条において「特定振替国債等の譲渡対価の支払調書」という。）を、その支払の確定した日（その支払者が当該特定振替機関等である場合には、当該特定振替機関等が当該外国仲介業者から第十六項の規定による通知を受けた日。以下この項において同じ。）の属する年の翌年一月三十一日までに（政令で定めるところによりその支払者の営業所等でその対価の支払事務を取り扱うものの所在地の所轄税務署長（以下この項において「所轄税務署長」という。）の承認を受け

載等に係る外国間接口座管理機関）が当該特定振替国債等の振替記載等を受ける特定振替機関等の営業所等の長に対し提出しなければならない。この場合において、当該告知書の提出をする者は、当該告知書の提出（当該外国仲介業者を経由して提出する場合を除く。以下この項において同じ。）をする特定振替機関等の営業所等の長又は当該外国仲介業者の国外営業所等の長にその者の住民票の写し、法人の登記事項証明書その他の政令で定める書類（以下この項から第十八項までにおいて「確認書類」という。）を提示しなければならないものとし、当該告知書の提出を受ける特定振替機関等の営業所等の長又は当該外国仲介業者の国外営業所等の長は、当該告知書に記載されている氏名又は名称及び住所を当該確認書類により確認しなければならないものとする。

13
19 同 上

20 第五条の二第十一項の規定による確認に係る振替記載等に係る口座において特定振替国債等の振替記載等を受ける場合の第十二項の規定による告知書の提出の特例、同項の規定による確認に係る振替記載等に係る口座において振替記載等がされている特定振替国債等の償還金及び利息に係る第十八項の規定による告知書の提出の特例その他第十二項から前項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

21 平成十一年四月一日以後に個人又は法人（法人税法別表第一に掲げる法人、特定振替機関等、外国仲介業者その他の政令で定めるものを除く。次項において同じ。）に対し国内において特定振替国債等の譲渡の対価の支払をする次の各号に掲げる者（当該各号に掲げる者が外国仲介業者である場合には、当該外国仲介業者（当該外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替国債等の振替記載等に係る外国間接口座管理機関）が当該特定振替国債等の振替記載等を受ける特定振替機関等とする。以下この項において「支払者」という。）は、その対価の支払を受ける者の各人別に、その支払を受ける者の氏名又は名称及び住所、その支払をした特定振替国債等の譲渡の対価の額その他の財務省令で定める事項を記載した調書（以下この条において「特定振替国債等の譲渡対価の支払調書」という。）を、その支払の確定した日（その支払者が当該特定振替機関等である場合には、当該特定振替機関等が当該外国仲介業者から第十六項の規定による通知を受けた日。以下この項において同じ。）の属する年の翌年一月三十一日までに（政令で定めるところによりその支払者の営業所等でその対価の支払事務を取り扱うものの所在地の所轄税務署長（以下この項において「所轄税務署長」とい

た場合には、その支払の確定した日の属する月の翌月末日までに）、当該所轄税務署長に提出しなければならない。

一・二 省略

22 平成十一年四月一日以後に個人又は法人に対し国内において特定振替国債等の償還金又は利息の支払の取扱いをする者（当該支払の取扱いをする者が外国仲介業者である場合には、当該特定振替国債等に係る当該外国仲介業者の前項に規定する特定振替機関等とする。以下この項において「支払の取扱者」という。）は、その償還金又は利息の支払を受ける者の各人別に、その支払を受ける者の氏名又は名称及び住所、その支払をした特定振替国債等の償還金又は利息の額その他財務省令で定める事項を記載した調書（以下この条において「特定振替国債等の償還金等の支払調書」という。）を、その支払をした日の属する年の翌年一月三十日までに（政令で定めるところによりその支払の取扱者の営業所等でその財務省令で定める事項を記載した調書（次項から第二十五項までにおいて「特定振替国債等の償還金等の支払調書」という。）を、その支払をした日の属する年の翌年一月三十一日までに（政令で定めるところによりその支払の取扱者の営業所等でその償還金又は利息の支払事務を取り扱うものの所在地の所轄税務署長（以下この項において「所轄税務署長」という。）の承認を受けた場合には、その支払をした日の属する月の翌月末日までに）、当該所轄税務署長に提出しなければならない。

23 特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書の提出の特例その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

24 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書を提出する義務がある者に質問し、その者の特定振替国債等の譲渡の対価の支払又は特定振替国債等の償還金若しくは利息の支払の取扱いに關する事項を調査する。

う。）の承認を受けた場合には、その支払の確定した日の属する月の翌月末日までに）、当該所轄税務署長に提出しなければならない。

一・二 同上

22 平成十一年四月一日以後に個人又は法人に対し国内において特定振替国債等の償還金又は利息の支払の取扱いをする者（当該支払の取扱いをする者が外国仲介業者である場合には、当該特定振替国債等に係る当該外国仲介業者の前項に規定する特定振替機関等とする。以下この項において「支払の取扱者」という。）は、その償還金又は利息の支払を受ける者の各人別に、その支払を受ける者の氏名又は名称及び住所、その支払をした特定振替国債等の償還金又は利息の額その他財務省令で定める事項を記載した調書（次項から第二十五項までにおいて「特定振替国債等の償還金等の支払調書」という。）を、その支払をした日の属する年の翌年一月三十日までに（政令で定めるところによりその支払の取扱者の営業所等でその償還金又は利息の支払事務を取り扱うものの所在地の所轄税務署長（以下この項において「所轄税務署長」という。）の承認を受けた場合には、その支払をした日の属する月の翌月末日までに）、当該所轄税務署長に提出しなければならない。

23 第二十一項に規定する特定振替国債等の譲渡の対価の支払をする者は前項に規定する特定振替国債等の償還金若しくは利息の支払の取扱いをする者は、政令で定めるところにより税務署長の承認を受けた場合には、これらの規定により調書に記載すべきものとされる事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体（以下この項において「光ディスク等」という。）の提出をもつてこれらの規定による調書の提出に代えることができる。この場合における前二項、次項及び第二十五項並びに第四十二条の三の規定の適用については、当該光ディスク等は、それぞれ特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書とみなす。

24 前項に定めるもののほか、特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書の提出の特例その他第二十一項及び第二十二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

25 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書を提出する義務がある者に質問し、又はその者の特定振替国債等の譲渡の対価の支払又は特定振替国債等の償還金若しくは利息の支払の取扱いに關する事項を調査する。

する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

25 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

26 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第二十四項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

27 第二十四項及び第二十五項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

28 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の九から第七十四条の十一までの規定は、国税庁長官、国税局長又は税務署長が、国税庁、国税局又は税務署の当該職員に特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書を提出する義務がある者に対し第二十四項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。

29 第二十七項に定めるもののほか、第二十五項の規定の適用に關し必要な事項は政令で定める。

（先物取引に係る雑所得等の課税の特例）

第四十一条の十四 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、次の各号に

掲げる取引又は取得をし、かつ、当該各号に掲げる取引又は取得（以下この項及び次条において「先物取引」という。）の区分に応じ当該各号に定める決済又は行使若しくは放棄若しくは譲渡（以下この項及び次条において「差金等決済」という。）をした場合には、当該差金等決済に係る当該先物取引による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、所得税法第二十二条及び第八十九条並びに第六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該先物取引により計算した金額（以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額（先物取引に係る雑所得等の金額（次項第四号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の十五に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、先物取引に係る

に關する帳簿書類その他の物件を検査する」ことができる。

26 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前項の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

27 第二十五項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（先物取引に係る雑所得等の課税の特例）

第四十一条の十四 同 上

雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

一 商品先物取引等（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第三項第一号から第四号までに掲げる取引（同号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。）で同項に規定する先物取引に該当するもの（同条第九項に規定する商品市場において行われる同条第十項第一号ホに掲げる取引を含む。）又は同条第十四項第一号から第五号までに掲げる取引（同項第四号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。）で同項に規定する店頭商品デリバティブ取引に該当するものをいう。以下この号において同じ。）当該商品先物取引等の決済（当該商品先物取引等に係る商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）

二 金融商品先物取引等（金融商品取引法第二条第二十一項第一号から第三号までに掲げる取引（同号に掲げる取引にあつては、同項第四号から第六号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。）で同項に規定する市場デリバティブ取引に該当するもののうち政令で定めるもの又は同条第二十二項第一号から第四号までに掲げる取引（同項第三号に掲げる取引にあつては、同項第五号から第七号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。）で同項に規定する店頭デリバティブ取引に該当するものをいう。以下この号において同じ。）当該金融商品先物取引等の決済（当該金融商品先物取引等に係る同条第二十四項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）

三 金融商品取引法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券（同条第八項第三号に規定する外国金融商品市場において行う取引であつて同条第二十一項第三号に掲げる取引と類似の取引に係る権利を表示するものを除く。）の取得 平成二十二年一月一日以後に行う当該有価証券に表示される権利の行使（当該行使により同条第二十四項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）若しくは放棄又は当該有価証券の譲渡（同条第九項に規定する金融商品取引業者に対するものその他の政令で定める譲渡に限る。）

2

同 上

一 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の六までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税特別措置法第四十一条の十四第一項（先物取引に係る雑所得等の課税の特例

一 平成十三年四月一日以後に行う商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第三項第一号から第四号までに掲げる取引（同号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。）で同項に規定する先物取引に該当するもの（同条第九項に規定する商品市場において行われる同条第十項第一号ホに掲げる取引を含む。）又は同条第十九号に規定する金融商品取引所に上場されているもの（同条第二十一項第四号に掲げる取引に係る権利を表示するものに限る。）の取得 平成二十二年一月一日以後に行う当該有価証券に表示される権利の行使若しくは放棄又は当該有価証券の譲渡（同条第九項に規定する金融商品取引業者に対するものその他の政令で定める譲渡に限る。）

当該商品先物取引に係る商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）

二 金融商品取引法第二条第二十一項第一号から第三号までに掲げる取引（同項に規定する市場デリバティブ取引に該当するもので政令で定めるものに限る。以下この号において「金融商品先物取引等」という。）当該金融商品先物取引等の決済（当該金融商品先物取引等に係る同条第二十四項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）

三 金融商品取引法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券で同条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されているもの（同条第二十一項第四号に掲げる取引に係る権利を表示するものに限る。）の取得 平成二十二年一月一日以後に行う当該有価証券に表示される権利の行使若しくは放棄又は当該有価証券の譲渡（同条第九項に規定する金融商品取引業者に対するものその他の政令で定める譲渡に限る。）

）に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（以下「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）」とする。

二、六 省 略

三 省 略

（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除）

第四十一条の十五 省 略

二、五 省 略

6 第一項の規定の適用がある場合における国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律の規定の適用については、同法第二条第六号ハ(1)中「又は雑損失の金額」とあるのは「若しくは雑損失の金額又は租税特別措置法第四十一条の十五第二項（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除）に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額」と、「同法」であるのは「これらの法律」とする。

7 省 略

（同居の老親等に係る扶養控除の特例）

第四十一条の十六 居住者の有する所得税法第二条第一項第三十四号の五に規定する老人扶養親族が当該居住者又は当該居住者の配偶者の直系尊属で、かつ、当該居住者又は当該配偶者のいずれかとの同居を常況としている場合には、当該老人扶養親族に係る同法第八十四条第二項に規定する扶養控除の額は、同条第一項の規定にかかわらず、同項第三号に定める金額に十万円を加算した額とする。

2 前項の規定のある場合における所得税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第八十五条第 三項	省 略	省 略
第一百九十条第 二号ハ	）の規定	）並びに租税特別措置法第四十一条の十 六第一項（同居の老親等に係る扶養控除の 特例）の規定

）に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（以下「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）」とする。

二、六 同 上

三 同 上

（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除）

第四十一条の十五 同 上

二、五 同 上

6 第一項の規定の適用がある場合における国税通則法の規定の適用については、同法第二条第六号ハ(1)中「又は雑損失の金額」とあるのは「若しくは雑損失の金額又は租税特別措置法第四十一条の十五第二項（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除）に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額」と、「同法」とあるのは「これらの法律」とする。

7 同 上

（同居の老親等に係る扶養控除の特例）

第四十一条の十六 居住者の有する所得税法第二条第一項第三十四号の四に規定する老人扶養親族が当該居住者又は当該居住者の配偶者の直系尊属で、かつ、当該居住者又は当該配偶者のいずれかとの同居を常況としている場合には、当該老人扶養親族に係る同法第八十四条第二項に規定する扶養控除の額は、同条第一項の規定にかかわらず、同項の金額に十万円を加算した額とする。

2 同 上

同 上	同 上	同 上
の規定		並びに租税特別措置法第四十一条の十六 第一項（同居の老親等に係る扶養控除の 特例）の規定